平成２２年（フ）第６５号
釧路市愛国東３丁目17番10号
債務者　桑原ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６８号
栃木県下野市小金井2680番地５
債務者　村松　一美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第９号
島根県益田市大谷町984番地１
債務者　篠原　健二
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１０号
島根県益田市大谷町984番地１
債務者　篠原　政子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第１２号
島根県益田市須子町17番38号
債務者　村上　芳枝
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第６６１７号
東京都小平市小川西町３丁目20―12―202
債務者　山口　芳美（旧氏名山口義則）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６１８号
東京都あきる野市小川810―１―102
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６１９号
千葉県松戸市金ケ作27―28　泉第６ビル301
債務者　森　　和夫
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６２０号
東京都練馬区大泉学園町９丁目１－１、最後の住民票上の住所埼玉県朝霞市岡１丁目15―22―613
債務者　中島　敏裕
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６６４７号
東京都西東京市栄町１丁目16―17―301
債務者　青柳　能子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６７号
東京都港区麻布十番４丁目４番１号管理事務所
債務者　石井　文子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３４３号
東京都足立区小台２丁目１番45号小台橋マンション201
債務者　山路　一成
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８１号
東京都東村山市青葉町２丁目35番地青葉町住宅４―108
債務者　上野　　博
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８２号
東京都東村山市青葉町２丁目35番地青葉町住宅４―108
債務者　上野　有希
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３８７号
東京都稲城市東長沼444番地の７幸苑ハイム101
債務者　鈴木　信行
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部